

<309例目：海士町内>

令和3年4月21日

新型コロナウイルス感染症患者（県立学校教職員）について

【教職員について】

1. 先ほど発表のありました、309例目の県立学校教職員について申し上げます。
2. この教職員は、4月20日（火）の朝に発熱があったため、検査を受け、陽性と診断されました。
3. 前日の4月19日（月）までは、マスクの着用などの感染防止対策を行いつつ、通常の勤務を行っておりました。4月20日（火）以降は休暇を取得しており勤務していません。

【学校・県の対応について】

4. この教職員の勤務する県立学校においては、昨日及び本日、県教育委員会の作成したガイドラインや保健所の指導に基づき、校舎等の消毒を行っております。
5. また、この県立学校においては、昨日の時点で本日（4月21日（水））の臨時休業を決定するとともに、その後、健康福祉部とも協議の上、当面、4月23日（金）までを臨時休業としております。臨時休業の期間中については、部活動等も行わないこととしています。24日（土）及び25日（日）についても、部活動等を含めた学校活動を行わないこととしています。
6. 学校から生徒に対しては、感染防止の観点から、不要不急の外出はしないこと、基本的に自宅で過ごすこと、マスクの着用や手洗いなどの感染症

対策を徹底すること、毎朝の検温等を行い体調不良等があった場合には、速やかに学校に連絡することなどを指導しています。また、本日より毎日、学校から生徒に対して、体調不良等がないか確認することとしています。

7. なお、この県立学校においては、県教育委員会の作成したガイドラインに基づき、感染防止対策を徹底しておりました。
8. 現在、この県立学校の関係者に対する検査が進められており、今後の対応については、その検査結果等を踏まえて検討を行っていきます。